

地方自治の歴史の深層に迫る総合的・ 系統的名著

片 木 淳

(早稲田大学教授)

■ 小滝敏之著『地方自治の歴史と概念』

一 はじめに

孔子は、子路に政治を訊かれ、「必ずや名を正さんか。」と答えたという⁽¹⁾。「名正しからざれば則ち言わず、言順わざれば則ち事成らず。」だからである。

政府によつていわゆる「構造改革」が進められて久しいが、その内容、未だ極めて不明確である。どのような理念の下に、どのような目標を目指して具体的にどのような改革をしようとしているのか、依然として国民にとつてははっきりしないものに留まっている。その「名」を「正す」べきマスコミも、取材で右往左往するだけで、本質を捉えた批判的な報道を行っていないと言ひ難い。

そのため、構造改革の一環である「三位一体の改革」等の地方分権改革も、甚だ内容の不明瞭なものとなり、改革という名

に傾するだけの成果なしに終わってしまう虞が生じているのも当然の帰結といえよう。「三位一体の改革」を自ら進めているはずの政府の省庁間においてすら、その内容について大きな見解の対立があり、国庫補助負担金の削減等をめぐる争いが露骨に繰り広げられている。三位一体の改革が「国と地方の明確な役割分担に基づいた自主・自立の地域社会からなる地方分権型の新しい行政システム」(政府の二〇〇三年の「基本方針」)の構築を目指すというのであれば、「本来、国の役割とは何か、地方自治、地方分権とは何か」を明確にした上で、政府一丸となつて改革を断行していくべきものであろう。

「三位一体の改革」をはじめとする地方分権改革に対する中央省庁の抵抗の理由は、その事務の実施と補助金等の確保が「国」の責任に属するというものである。しかし、そもそも今回の地方分権改革においては、「国」とは何か、なぜ、

地方自治体に任せられないのか」が問われているのである。

この点については、別に論じたので、ここでは簡単に述べる。

一 国家の空洞化と「公共」概念の拡大

近年、各国において、「国家の溶解」、「国家の空洞化」ということがいわれ、経済のグローバル化に伴い、国民国家は、その権限を超国家機関に吸い上げられるとともに、国内においては地方分権化により地域(リジョン)の比重が高まりつつある。一九九三年のベルギーの連邦化、イギリスにおけるデヴオリューション、フランスにおける二〇〇三年の憲法改正等による地方分権化、イタリアにおける連邦化に向けての二〇〇一年に続く二〇〇四年の憲法改正の動き、二〇〇五年に入つてのスペインにおけるバスク、カタルーニヤ両自治州の憲法改正提案の動き等がその例である⁽²⁾。

すなわち、従来の「主権の不可分性」や「単一国家」の理念が変容を迫られ、国家権力の一部が「地方政府」に移管されるとともに、「住民との協働」や「ガバナンス」が強調されるなど、「公共」の概念そのものが大きく変わりつつあるのである⁽³⁾。

二 地方自治——固有説と伝來說

地方自治の根拠をめぐっては、従来、自治権を自治体の固有の権利とする「固有権説」と国家の統治権に由来するとする「伝來說」の対立があり、「制度的保障説」が通説とされてきた

が、最近では、新固有権説と呼ばれる学説が力を増している。日本国憲法の民主主義原理をルソー以来の「人民主権」原理と解し、これに「地方自治」の根拠を求める説等がこれである。

そして、自治体の自主立法権も自主行政権も、国(中央政府)と並列的に、憲法により直接地方団体に与えられたものであるとする「政府間関係論」が通説になっており、政府の国会答弁においてすら、憲法上、「行政」のすべてが内閣に属するのではなく、「地方公共団体に属する地方行政執行権を除いた意味における行政」のみが内閣に属するとされるに至っている⁽⁴⁾。

このように、今や、わが国の地方自治体は、憲法自体によつて、「中央政府」とならぶ地位が与えられていると解されるようになってきているのである。

三 第一次地方分権改革と「補完性の原理」

第一次地方分権改革によつて、機関委任事務が廃止され、「国と地方は対等・協力の関係」になった。そして、地方自治体は、「地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担い」(地方自治法一条の二第二項、国は、「国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担」しなければならないとされた(同法一条の二第三項前段)。

後者の規定は、「補完性の原理」を先取りし、それと同様の

考え方に基づいたものといえる。周知のとおり、「補充性の原理」は「公共の決定は、家族、コミュニティ等個人により近いレベルで優先して行われるべきである」とする原理であり、ヨーロッパ地方自治憲章、世界地方自治宣言に続き、世界自治憲章案でも謳われている。

わが国においても、地方自治の重要な原理と考えられるようになってきており、「事務事業を分担する場合には、まず基礎的な自治体を、ついで広域自治体を優先し、広域自治体も担うに適用しない事務のみを国が担うべきである」とされている。

四 「国」概念の変容と地方自治

以上は、すべてその底流を同じくするものと考えられるが、このように、中央政府に対する地方政府の地位が向上し、今や、従来「中央政府」のみが所管し、責任を負うとされてきた「国」の事務の多くも「地方政府」が担当しつつある。「国」は、もはや「中央政府」の専売特許ではないということ深く認識すべき時代を迎えているといえよう。

二 本書の意義と特徴

前置きが長くなってしまったが、本書は、上述のような地方自治、地方分権をめぐる内外の改革の動向の中で、「地方自治」とりわけ「住民自治」という「地域住民による統治活動」の意

義や理念、さらには、地域統治機関としての「地方政府」の起源や沿革・変遷を明らかにしようとするものであり、これを通じて、今日的な観点から、まさに「国」と「地方自治」についての「名を正さん」とするものと評しうる。

一 地方自治の世界的潮流と地方自治の本質

本書の意義は、したがって、まず、わが国における抜本的な地方自治制度改革、地方分権改革のために必要な歴史的、国際比較論的視座を読者に提供するとともに、地方自治の本質に関して地方自治制度の根本にまで遡った基本的な論点を指定し、その解明に必要な情報、有益な示唆を数多く与えているところにある。評者なりにこれを分類して列挙すれば、次のとおりである。

(一) 地方自治、地方分権の世界的潮流 世界情勢の変化にともない、各国において「地方自治」の意義が高まり、地方分権化が進められている世界的な潮流とその背景・理由

(二) 主権理論と地方自治 国家と自治体との関係をいかに考えるか、という問題についての「欧米地方自治史」と「主権理論」の歴史的展開を踏まえた考察と解明

(三) 地方自治と地方政府の概念と意義 「自治(オートノミー)」、「地方自治(ローカル・セルフガヴァンメント)」等の起源とその意義

(四) 地方自治の存在理由と民主主義との関係 欧米におけ

る「地方自治」とりわけ「住民自治」の理念と実際、民主主義との関係の究明

二 欧米地方自治の歴史的源流

そして、本書は、以上のような問題の解明のためには、地方自治の歴史の深層にまで迫る必要があるとし、これを実行している。すなわち、「いかなる文化特性であれ、遙か遠い昔に遡る出来事の連鎖の終結点(end point of specific sequences of events)として見た時に初めて完全に理解することができる」との考えの下に、「『現代』や『近代』における地方自治の歴史の『表層』のみ探るのではなく、『中世』や『古代』における地方自治の歴史の『深層』にまで迫る努力を重ね、その深い意義を探求している。

その際、「現在」から「過去」へと遡るいわゆる「倒叙法」により、近世イギリスにおける地方自治から始まって、「古典古代ギリシアにおける都市国家の自治」、さらには「先史時代の人類社会と村落自治」に至るまで遙か昔に遡って、欧米地方自治の歴史的源流を探っている。

筆者は、アメリカの連邦制度、地方自治制度に造詣が深く、既に『アメリカの地方自治』(二〇〇四年、第一法規)を上梓しているが、本書においても、特に「住民自治」の最も古い伝統を持つアメリカを中心素材として取り上げ、アメリカ地方自治の歴史的源流を遡り考察していく過程で、その母国イギリスの

近世・中世・古代における地方自治の様相を明らかにするとともに、ヨーロッパの都市や古代ゲルマニアの地域社会の自治、さらには古代ギリシアの都市国家等における「自治」の実態をも解明することとしたものである。

三 地方自治の用語に関する語源学・語義学的アプローチ

さらに、本書は、同様の観点から、地方自治の用語に関する語源学・語義学的アプローチを試み、古代ギリシア語の「都市国家(ポリス)」や「自治(アウトノミア)」、ラテン語の「自治都市(ムニキピウム)」や「都市(キウイタス)」、アングロ・サクソン語における「村(トゥーン)」や「町(アルフ)」等と現代英語やフランス語の「自治(autonomy)」や「町(borough)」や「市(city)」の由来、アメリカにおける「カウンティ(county)」や「保安官(シェリフ)」等さまざまな術語の歴史的な意義と背景に迫っている。

四 原典や資料の直接参照

このように、本書の取り扱う範囲は、広汎多岐にわたるものであるが、これらの歴史的考察にあたって、筆者は、歴史学者や考古学者・文化人類学者等の研究成果を利用するにとどまらず、入手可能な限りそれぞれの時代の原典や資料を直接参照するよう努めている。

例えば、プラトンの『国家論(ポリテイア)』や『法律(ノモイ)』、アリストテレスの『政治学(ポリティカ)』や『アテ

ナイ人の国政(アテナイオン・ポリテイア)』、ヘロドトスの『歴史(ヒストリアイ)』、トゥキデデスの『ペロポネソス戦争史』、カエサルスの『ガリア戦記』、タキトゥスの『ゲルマニア』、ベータの『イギリス民族教会史』、作者不詳の『アングロ・サクソン年代記』からアルトジウスの『政治学』やロックの『政府二論』等に至るまで多数に上っている。まさに、本書は、汗牛充棟の万巻の書を自家薬籠中のものとし、これを換骨奪胎した労作といえよう。

三 本書の構成と主な内容

本書は序章に加えて全体で五章から構成されている。第一章「地方自治論への国際的視座」、第二章「地方自治論への歴史的接近」、第三章「地方自治と地方政府の概念と意義」は地方自治論の「総論」に相当する理論的な解説であり、第四章「アメリカの地方自治発祥の歴史」及び第五章「地方自治と地方政府の歴史的源流」が「各論」に相当する地方自治の歴史分析的考察となっている。

以下、紙数の関係もあり、その内容のうち「二 本書の意義と特徴」で述べた点を中心に解説する。

一 地方自治、地方分権化の世界的潮流

本書の第一章「地方自治論への国際的視座」では、世界情勢の変化に伴う「地方自治」の意義の高まりと諸外国における地

方分権化と地方自治の保障の新動向、とりわけ「欧州地方自治憲章」制定以降重視されてきた「補充性と近接性の原則」と「地方自治」との関係が詳述されている。さらに、地方自治の国際比較論に関する既往の研究文献が紹介されるとともに、一九七〇年代以降二一世紀初頭に至るまでのイギリス及びアメリカの地方分権の動向が述べられている。これらのうち、上述した「地方自治の世界的潮流と地方自治の本質」の観点に絞って、内容を要約すれば、次のとおりである。

(一) 世界情勢の変化と地方自治(第一節)

冷戦体制の崩壊により共產主義諸国や社会主義諸国が次々と民主化され、一種の「地域化」や「地方化」が進展していった。アメリカのデイル・ライトの「権限の周辺(periphery)への移動」、イギリスのボブ・ジェソップの「権力の上方・側方・下方移動」等の指摘にあるように、今や、国民国家の空洞化が進展している。国民国家が衰亡し、新都市国家の興隆が見られるとともに、グローバリゼーションの進展により、一方で遠心的な作用が進行すると同時に、他方で「地域化」を志向する「求心的」な作用が同時進行している。そして、今日、地方政府活動の先導性が評価され、地方政府の役割が活発化し、新しい地方主義の台頭が見られる。

(二) 地方分権化と地方自治の保障の動向(第二節)

一九九〇年代以降、地方分権化は、欧米先進諸国にとどまら

ず、アジア、アフリカ、ラテンアメリカなど開発途上国も含めた世界的な潮流となり、地球・世界への関心とともに、一般市民の地域・地方への関心が高まってきた。地球規模の市場における激烈な競争を乗り切るため、地域産業や地域社会を再生させようとする動きも出てきており、特に、EUの統合の動きの中で、地方政府の地位重視の傾向が高まっている。さらに、共產主義体制の崩壊により、旧共産圏諸国において、一九九〇年代以降、民主化と分権化の波が同時並行的に進行しつつある。「地方自治の保障の原則」を盛りこんだ欧州地方自治憲章が法的拘束力を有する「多国間条約」として成立した意義は計り知れない。さらに、一九九三年のIULA世界大会において世界地方自治宣言が採択され、次いで、国連において世界地方自治憲章の採択が目指されるなど、「地方自治保障の原則」について世界的な議論が深まってきた。

(三) 補充性の原則と地方自治(第三節)

欧州地方自治憲章において補充性の原則が打ち出された。この原則は、マーストリヒト条約においても規定されているが、その考え方は、米国において連邦主義に対抗して論じられる「地方主義」に近い。

この原則の言語学的・思想的背景は、一七世紀初頭のアルトジウスにまで遡る。ピウス一世の回勅をはじめ、カトリック神学の社会思想として展開されてきた。その根底には自由と

責任を持つ人格主体としての個人を尊重する基本理念が存在する。しかし、それは、個人レベルだけでなく、社会レベルにおける「自治」「自律」を重視した実践的観念である。

(四) 一九七〇年代以降の英米の地方自治の動向(第六節)

(1) イギリスにおける地方自治の動向

一九九七年にトニー・ブレア率いる労働党政権が誕生すると、地方分権政策が打ち出されることとなり、一九九九年にスコットランドとウェールズに独自の地域議会と行政府が創設され、両地域の自治権が大幅に拡充されることとなった(デヴォリューション)。

二〇〇〇年七月には、サッチャー保守党政権下で廃止され消滅していた従来の「大ロンドン市(GLC)」に相当する「大ロンドン市(GLA)」が創設され、公選市長と市議会が設けられた。

そして、二〇〇〇年地方自治法によって、イギリス地方団体の政府形態に「選挙制」が導入されることとなった。すなわち、(1)直接公選の市長と公選議会からなる「市長・内閣制(Mayor-Cabinet Model)」、(2)直接公選の市長と公選議会及び議会任命の支配人からなる「市長・議会支配人制(Mayor-Council Manager Model)」並びに(3)公選議会がリーダーを選出する「内閣制(Cabinet Model)」という三つの代替方式から地方団体が自主的に選択するシステムへと移行することと

なった。

(2) アメリカにおける分権化の動向

アメリカにおいては、一九八〇年代以降、分権化政策として連邦政府の権限と責務を州及び地方政府に委譲(cede)する努力が重ねられてきた。すなわち、「新連邦主義」の下、レーガン大統領により連邦政府から州政府等への分権化が図られるなど、旧来の連邦優位・連邦主導の政策形成・政策推進から州主導の政策推進への転換が着実に進展してきた。

そして、選挙綱領『アメリカとの契約』により「州権論」や「分権論」を主張する共和党が大躍進を遂げた一九九〇年代には、アメリカの政治的地形図は大変貌を遂げ、一九九五年のいわゆる分権革命以降、「二元的連邦主義(dual federalism)」を尊重するよう求める「州権」志向の連邦最高裁判所の判決が多数重ねられるなど、分権化の傾向が如実に現れている。

二 主権理論と地方自治

第二章「地方自治論への歴史的接近」では、二〇世紀末以降世界的に市民の地域政治や地方政府への関心が増大し、「地方政府論」や「地方自治論」が浮上してきた背景と状況が述べられる。また、地方政府論や地方自治論において「歴史的研究」の努力が不足している実態にあることを指摘した上で、地方自治への歴史的接近の実践的試みとして「欧米地方自治史」を自ら概説するとともに、国家と自治体との関係で歴史的に最も

重要視されてきた「主権理論と地方自治」との関係について考察を加えている。

このうち、「主権理論」の問題に関しては、次のように述べている(第四節)。

西欧諸国における近代国家の形成は、支配的な権力の中心が周辺における自律的で共同体的な地方権力を征服、統合していく過程である。「主権概念」は、そのような絶対主義体制を正当化する理論的装置として編み出されたものであり、これが、地方自治は主権によって授けられたものであるとする伝来説の歴史的背景である。

これに対して、大陸諸国と異なつた歴史的経緯を通つたイギリスにおいては、地方団体は、「地方政府」としての独自の統治権を認められてきた。また、アメリカにおいては、中世封建制の歴史がなかったため、分権的な連邦国家となった。

マツキーバーは、大陸諸国における主権論の虚構性を指摘している。「人民主権」をとるか、それ以外の主権理論をとるかは、地方自治のあり方に密接に結びついている。近代国家においても、「権利としての統治権」は単一・不可分のものとして国家に専属するが、「権限としての統治権」は地方政府を含む国家の諸機関により分有するものとみなされている。一七九一年フランス憲法は、「人民主権」とは異質な「国民主権」を原理とし、このような原理の下では、個々の国民は主権を分有せ

ず、「地方団体」にも、固有の「自治立法権」、「自治行政権」は認められなくなる。

これに対して、アメリカの民主主義は、国民が主権を分有する「人民主権」の原理に基づくものであり、今日、世界で最も進んだ「地方自治」、「住民自治」が営まれている。

なお、一九七〇年代以降の分権化の波、一九八〇年～一九九〇年以降のグローバリゼーション、そして二一世紀におけるテロの多発により主権国家そのものの地位が脅かされている。

三 地方自治と地方政府の概念と意義

第三章「地方自治と地方政府の概念と意義」においては、「自治(オートノミー)」、「地方自治(ローカル・セルフガヴァンメント)」、「地方政府(ローカル・ガヴァンメント)」の意義と起源を明らかにするとともに、「地方自治の存在理由」や「地方自治と民主主義」の関係について基本的な検討を行い、欧米における「地方自治」、特に「住民自治」の理念を明らかにしている。その主な内容は、次のとおりである。

(一) 自治の原理と自治の語義・語源(第二節)

「自律(オートノミー)」には、個人レベルのものと社会レベルのものが含まれるが、「自治(セルフガヴァンメント)」は、社会的、共同的な行為である。「自治」は、自己決定と自己統治から構成され、自己決定とは、外部からの影響なしに自ら決定する能力であり、自己統治とは、政治権限を自ら行使するこ

とである。

(二) 地方政府(ローカル・ガヴァンメント)の意義と起源

(第二節)

ここでは、政府(ガヴァンメント)の原初的意義、無政府社会、政府創設の社会契約論、ガヴァンメントという用語の意義と由来が古代ギリシア語にまで遡って解説されている。

(三) 地方統治及び地方自治の意義と方式(第三節)

ここでは、ドイツ、フランス、スイスにおける自治、分散、分権等の用語の違いが明らかにされるとともに、ミルの「権力の分散と知識の集権」が紹介されている。わが国でいう「団体自治」と「住民自治」はドイツ公法理論に由来するが、アメリカ流に表現すれば、「地方政府の自治」と「地域住民の自治」となり、意味がより明確になる。住民の住民による住民のための統治となつて、はじめて「地方自治」となる。

(四) 地方自治の存在理由(第四節)

地方自治には、多様な存在理由が挙げられるが、「本質」として、地域の独自性を踏まえた自主性と自立性に富んだ対応を図るという要請がある。人間には、自己決定欲求があり、これを果たす政治的解決手法として、地方自治がある。

日本国民には、国家への過度の依存が見られるが、この対極にあるのがアメリカ国民である。歴史・文化・民族・言語・宗教等を同じくする集団や地域においては、自律性が強く要求さ

れる。

分権化・自治には、効率性確保手段としての側面もあるが、J・S・ミルのいうように公共的・政治教育啓発手段としての意義、ブライスのいうように市民的義務の啓発の側面がある。また、地方自治には、ジェファートソンのように、人権保障・圧政抑制の手段として機能するとする見方もある。

(五) 地方自治と民主主義(第五節)

トクヴィルを学んだミルによれば、「住民自治」は、民主制の基本をなすと同時に「専制」への歯止めとなる意義を持つ。

地方自治と民主主義との関係については、両者の間の相関性を否定する説と、これを肯定する説がある。前者には、民主的中央政府の成立した現代国家においては地方自治はその意義を失ったとする「史的変貌説」と、純粋に地方的な問題以外の事項について地方自治を主張することは反民主主義的であるとする「限定的否定説」がある。後者には、専制や官僚的支配に対する防波堤としての意義を有するとする「防塞説」と地方自治の中にこそ民主主義の本質があるとする「独立説」がある。

また、このほか、直接民主政こそ真の地方自治とする論、分離と独立を基礎とする地方自治の原理は全体に対する平等の原理を目指す民主主義と対立するとする論、地方自治と民主主義は必然的に相関しているとする論がある。

さらにここでは、民主政への樂觀排除と牽制装置としての地

方自治、トクヴィルの地方自治と自由の関係論、ミルの地方自治論、地方分権と民主主義、一九九〇年代以降の共產主義体制崩壊後の旧共產主義・社会主義諸国の地方自治といったテーマについても触れられている。

四 アメリカの地方自治発祥の歴史

第四章「アメリカの地方自治発祥の歴史」においては、アメリカが世界における「住民自治」の最先進国であると同時に、最も多様かつ複雑な地方自治制度を持つ国でもあり、それらの背景を知るためにも、植民地発足当初の地方自治の歴史を理解しておく必要があるとし、最も早くイギリスの植民地として発足した「ヴァージニア植民地」や「ブリマス植民地」、さらには「マサチューセッツ湾植民地」等の地域を対象として、アメリカ合衆国建国前、植民地形成時代における地方自治発祥の経緯と真相について説明を進めている。

メイフラワー号がニューイングランドに上陸した経緯、メイフラワー協約とアメリカの地方自治、連邦制との関係等を論じた部分が圧巻である。厳しい冬のため、半数近くの人々がなくなったブリマス入植とインディアンとの協力助勢、ブリマス植民地内の一〇のタウンとそのタウンミーティングが民主的政治制度の端緒となったことなど興味深い歴史が述べられているが、紙数の関係で詳細は省略する。

五 地方自治と地方政府の歴史的源流

第五章は、「地方自治と地方政府の歴史的源流」である。

アメリカの母国たる「イギリスの近世の地方自治制度」、「中世イギリスにおける村落並びに都市における地方自治の歴史」から「古代ブリタニアにおける部族自治」、「古代ゲルマニアにおける部族共同体の自治」、「古代ローマ帝国における都市と地方自治」、「古典古代ギリシアにおける都市国家の自治」、そして「先史時代の人類社会と村落自治」に至る遠い過去にまで遡って、欧米地方自治の歴史的源流を探っている。記述にあたっては、いわゆる「倒叙法」によつて「現在」から「過去」へと遡る手法(逆行的方法)を用いることを試みているが、この点も本書の一大特色である。

内容的には、近世イギリスに始まり、ゲルマン民族の大移動以降の中世のイギリスにおける村落の地方自治、中世ヨーロッパにおける都市の成立・起源論、中世イングランドの地方制度の変遷、ロンドン市、その他の市、バラ、タウンの「地方自治権」、さらには古代ブリタニアにおける地方自治について述べられている。

また、古代ゲルマニアにおける部族共同体の自治、そして、古代ローマ帝国の地方政府形態として、ローマ市民である植民者によつて構成され、自治の権限を有していたコロニア(植民都市)、征服された都市がローマ帝国に編入され、授与された「憲章」により自治を認められていたムニキピウム(自治都市

憲章によりミュニシパリティが設立されるアメリカの制度の原型)、監督官統治都市を意味するブラエフエクトウラ(従属都市、ブラエフエクチャーの語源)、サルトウス(直轄地区)、ローマの都市システムと自治体憲章・分権政策等について述べている。

そして、叙述は、遂に古典古代ギリシアにおける都市国家の自治にまで至るのであるが、アメリカの建国にあつたマティソンの『フエデラリスト』に見られるように、古典古代といわれるギリシア・ローマの政体は、近代ヨーロッパ人によつて、政治社会の理想として憧憬の対象とされてきたこと、古典古代ギリシア・ローマの市民は、治水灌漑を必要としない果樹園を営む独立自営の農民であり、初期アメリカ植民地と共通性があることを指摘している。最後には、先史時代の人類社会と村落自治として、インダス川流域の先史時代都市、先史時代のギリシア社会、ミケーネ時代まで遡っている。

以上のように、本書は、筆者の超人的な努力と能力により長年にわたつて進められてきた研究の成果を集大成したものであり、筆者も自負するように、欧米全体とりわけ英米における地方自治の歴史と概念や理念を総合的・系統的に把握したこのような著書は、内外ともに見当たらない。

しかし、このように、まことに気宇壮大な意図の下、万卷の書を読破してなされた本書であるが、二〇〇〇年を超える人類

の民主主義と地方自治の歴史は、それ以上に複雑、多岐にわたり、なお、研究、究明を進めるべき残された課題も多々あるに相違ない。

著者もいうように、今後本書が「礎材」となって、後続の研究者によりさらに精緻な自治史論が発展していくことが望まれる。

また、筆者も本書の中で触れているように、われわれは、外見的な制度を根本的に改革することはできても、自国の長い伝統に根ざす行動パターンから完全に脱却することは難しい。その意味で、今後わが国における地方自治制度改革が真の成果を収めるためには、わが国自体における地方自治の歴史、文化等を踏まえていく必要がある。筆者が本書中において予告した、「明治以前の日本の地方自治制度についての体系的研究」の成果が待たれるところである。

- (1) 「論語」巻第七(岩波文庫)
- (2) 拙稿「地方分権の潮流と地方交付税改革」(地方財政二〇〇五年十一月号)
- (3) 拙稿「三位一体改革と道州制——リージョナリズムの世界的潮流の中で」(公営企業二〇〇四年十一月号)及びマイ

ケル・キートイニング「ヨーロッパ民主主義諸国における分権化傾向」山口二郎・山崎幹根・遠藤乾編『グローバル化時代の地方ガバナンス』(二〇〇三年、岩波書店)

- (4) フランスにおける「共和国の不可分性」原理の変容の状況については、大津浩『不可分の共和国』における地方自治と憲法改正』『世界地方自治憲章と各国の対応』(自治体国際化協会、二〇〇四年)参照。
- (5) 澤井安勇「ソーシャル・ガバナンスの概念とその成立条件」神野直彦、澤井安勇編著『ソーシャル・ガバナンス』(二〇〇四年、東洋経済新報社)
- (6) 杉浦泰雄『地方自治の憲法論』(勁草書房、二〇〇二年)一四八ページ以下
- (7) 幸田雅治・安念潤司・生沼裕『政策法務の基礎知識』(二〇〇四年、第三法規)二ページ
- (8) 平成八年二月六日、衆議院予算委員会における菅直人議員の質問に対する大森政輔内閣法制局長官答弁
- (9) 平成二四年六月一七日、地方分権改革推進会議『中間報告』
- (10) クラックホーン『人間のための鏡』(サイマル出版会、一九七一年)

(公人社・二〇〇五年七月刊・A5判)
(上製三八六頁・五〇四〇円(税込))